

しまねっこクーポン登録店の皆様へ

島根県商工労働部観光振興課

「しまねっこクーポン」の取り扱いについて

この度は、「しまねっこクーポン」の登録店にご参画いただきまして誠にありがとうございます。クーポンの取り扱いについて下記をご確認ください。クーポンは金券と同じ扱いとなります。盗難や紛失等された場合は換金できませんので、適切に管理・保管してください。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. クーポン配布対象・枚数

- ・クーポンは、県内の「再発見！あなたのしまねキャンペーン」（「#WeLove 山陰キャンペーン」を含む）登録施設による宿泊割引、旅行商品等（島根県が認めたもの）を利用された島根・鳥取・広島・岡山・山口・徳島・香川・愛媛・高知の方に配布します。
- ・利用金額に応じて、1人につき1,000円券を1枚～2枚配布します。

2. クーポン配布期間

令和4年10月10日（月）まで配布します。

※令和4年10月11日（火）からは、全国旅行支援「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーンが開始します。「しまねっこクーポン」は継続して取り扱っていただけます。また、10月3日に公式HPが開設予定です。「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーンの詳細は公式HPでご確認ください。

3. クーポンの有効期間

- ・有効期間はクーポン券の表面に記載してあります。受け取りの際に期間内かどうかご確認ください。
- ・有効期間は、宿泊の場合はチェックイン日からチェックアウト日（**最終10月11日**）まで、旅行商品の場合は旅行日当日となっております。
- ・クーポンを配布される宿泊施設や旅行会社に対しては、有効期間を誤って記入した場合は、二重線で訂正し、施設の印鑑を押印するよう依頼しています。よって、修正箇所には印鑑のないものは使用できませんのでご注意ください。

4. クーポン登録店

クーポンが利用できる登録店は、下記の島根県のホームページに掲載します。（随時更新）

https://www.pref.shimane.lg.jp/tourism/tourist/kankou/gaiyo/shimane_kku-pon.html

5. ご留意事項

- ・クーポン利用の対象とならない商品等があります。別紙2（県ホームページからダウンロードできます）をご確認ください。
- ※GoTo トラベル地域共通クーポンを準用しています。
- ・券面額以下の金額の利用の場合であってもお釣りは出さないでください。不足分は現金等で支払いを受けてください。
- ・クーポン券を利用して購入した商品等の返品の際の返金はできません。
- ・お配りした登録店舗ステッカーを、見える位置への貼付ください。

6. クーポンの精算（換金）

別紙1（県ホームページからダウンロードできます。）と一緒にクーポン券を以下にお送りください。

クーポン券の換金先への郵送料は、登録店様の負担となります。

7月11日より、事務局の住所が変わりました。

【換金先・新住所】# WeLove 山陰キャンペーン 島根事務局（JTB）
〒690-0006 松江市伊勢宮町 519-1 松江大同生命ビル2階
Tel 0852-43-0001（9:30～17:30 平日のみ）
※電話番号に変更ありません

7. 換金（精算）スケジュール（目安）

半期ごとの換金、1か月まとめた換金、あるいは過去分を含め一定期間分をまとめた換金も可能です。

本キャンペーンは、10月10日宿泊分まで対象です。最終日10月24日までに必ず事務局までご提出ください。

クーポン券利用日	提出期限（締め日）	振込予定
9月16日～9月30日	10月11日（火）	10月下旬～11月上旬
10月1日～11日	10月24日（月）	11月中旬～下旬

8. その他

- ・新型コロナウイルス感染症の状況により、キャンペーンを中止する場合があります。
- ・クーポン取り扱いや換金方法等は、下記の県ホームページでもご確認いただけます。

https://www.pref.shimane.lg.jp/tourism/tourist/kankou/gaiyo/saihakken_shimane.html



問い合わせ先
島根県商工労働部観光振興課 担当：井原・福田
TEL 0852-22-5579・5755・6756
E-mail p-shukuhaku@pref.shimane.lg.jp

しまねっこクーポンは金券となります。管理を徹底いただくとともに、下記をお読みいただき、間違いのないようお願いいたします。

ここに連番が振ってあります



偽造防止策がほどこしてあります

- 有効期間内であることをご確認ください。
- 有効期間は、日帰り旅行であれば当日、宿泊旅行であれば旅行期間、宿泊だけであればチェックインの日からチェックアウトの日までです。
- ※ 期間をまたぐ連泊の場合は、事業対象期間が令和4年10月10日宿泊(10月11日チェックアウト)までとなりますので、有効期間も令和4年10月11日が最終となります。

【例】 令和4年10月10日～10月13日までの3泊4日の場合の記載

有効期間

10月10日

～

10月11日



登録施設一覧はコチラ



注意事項 (必ずお読みください)

- 島根県内の登録施設・表面に記載する有効期間内に限りご利用できます。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の状況等により、利用できなくなる場合があります。
- 券面額以下の金額の利用の場合であってもお釣りは出せません。
不足分は現金等でお支払いください。
- 本券を利用して購入した商品またはサービスの返品の際の返金はできません。
- 本券の盗難、紛失、滅失等による交換、再発行は致しません。
また、現金との引き換えはできません。
- 第三者への売買・転売・譲渡は固く禁止します。
- 本券の使用により利用者に代わって取扱店舗が券面相当額の給付金を受け取ることを承認したものとみなします。
- 登録施設によってはクーポン対象外商品などを設定する場合があります。

お問い合わせ #WeLove山陰キャンペーン しまねコールセンター

住所: 島根県松江市朝日町477-17 松江SUNビル7階(JTB山陰支店内)

電話番号: 0852-43-0001 (9:30～17:30 平日のみ)

令和 年 月 日

取扱店名	
受付期間	月 日 ~ 月 日 分
担当者名	
送付枚数	枚

特記事項

※ 複数店舗を一括で送付される場合などは、ここに対象の登録店舗についてご記入願います。

事務局担当者

GoTo トラベル事業地域共通クーポンの対象とならない商品等

行政機関等への支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ・社会保険料(医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等) ・宝くじ(当せん金付証票法(昭和 23 年法律第 144 号)に基づくもの(ジャンボ宝くじ、全国通常宝くじ、ブロック宝くじ、ナンバーズ、ミニロト、ロト 6、ロト 7、ビンゴ 5 等))、スポーツ振興くじ(スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成 10 年法律第 63 号)に基づくもの(toto、BIG 等)) ・その他(自治体指定のゴミ袋、公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)等) <p>※ ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象</p>
日常生活における継続的な支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・電気・ガス・水道・電話料金等 ・NHK放送受信料 ・不動産賃料 ・コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 ・保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等)
換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none"> ・金券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等) ・プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ・金融商品(預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共通クーポンの利用エリア内でサービスが完結しないもの(旅行者が利用エリア外に出なければ可(宅配等の配送サービスは対象)) ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等 ・授業料、入学検定料、入学金等 ・コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 ・宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金 ・既存の債務の弁済 ・各種サービスのキャンセル料 ・電子商取引 ・無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ・公序良俗に反するもの ・社会通念上不相当とされるもの ・その他各取扱店舗が指定するもの

※ 詳細は、GoToトラベル事業公式サイト、「地域共通クーポンの利用対象としない商品等」をご確認ください。